## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。 平成29年12月1日

> 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 契約担当役 石油開発技術本部長 市 川 真

- 1. 入札に付する事項
  - (1)購入等件名及び予定数量

平成30年度技術センター電力購入

契約電力710kW、予定使用電力量3,274,705kWh

(2)需要場所

千葉県千葉市美浜区浜田一丁目2番2号 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 技術センター

(3)購入内容

購入仕様の詳細については入札説明書による。

(4)使用期間

平成30年4月1日~平成31年3月31日

(5)入札方法

一般競争入札

入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価(kW単価、同一月においては単一のものとする)及び使用電力に対する単価(kWh単価、同一月においては単一のものとする)を記載すること(小数点以下を含むことができる)。

落札者の決定に当たっては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)が提示する計画使用電力量を基に計算した総価にて行うので、 当該総価を上記の単価と併せて記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- 2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

下記すべての条件を満たす者について、競争に参加する資格を付与するものとする。

- (1)機構の「競争参加者の資格に関する公示」の「3 競争に参加することができない者」に該当しない者であること。
- (2) 平成 28·29·30 年度競争参加資格 (全省庁統一資格)の「物品の販売」において「A」の格付けされている者であること。又は当該参加資格を有していない者であって、一般競争等参加者資格審査を受け、入札執行時までに当該等級に各付けされた者であること。
- (3)現在、国又は政府関係機関等から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の

行政処分を受けている期間中でないこと。

- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 省 CO2 化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準により「裾切り 方式」を実施し条件を満たす者であること。
- (6) 下記3.(2) による入札説明書の交付を受けた者
- 3. 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒261-0025 千葉県千葉市美浜区浜田一丁目 2番 2号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 技術センター

管理・研修部 管理課(担当:太田、吉中)

Tel:043-276-4300 E-mail:trc-nyuusatsu25@jogmec.go.jp

(2)入札説明書の交付方法

入札参加希望者に、上記(1)において本公告の日から平成29年12月28日までの間交付する。(交付時間:平日の10:00~12:30、13:30~17:30)

- (3)入札説明会の開催の有無 無
- 4. 入札及び開札の日時及び場所

平成30年1月19日(金)10時00分

〒261-0025 千葉県千葉市美浜区浜田一丁目 2 番 2 号

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 技術センター

- 5. 入札保証金及び契約保証金 全額免除
- 6. その他必要な事項
  - (1)入札の無効 競争に参加する資格を有しない者がした入札及び入札の条件に違反 した入札は無効とする。
  - (2) 契約書作成の要否 要
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格を

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 本事業に係る契約締結は、当該契約に係る平成30年度予算が成立し、予算配賦が なされることを条件とします。予算状況により変更となる場合がありますので、 あらかじめご了承ください。

もって入札した者を落札者とすることがある。

## ○契約の公表に係る留意事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人 と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況に ついて情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課 長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等とし て再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

## (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当方に提供していただく情報
  - ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び 当機構における最終職名等)
  - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

## (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上